

3月11日に浸水対応避難訓練を実施

環境防災課 ☎84-0314



!!当日は防災行政無線による放送や広報車による巡回等がありますが訓練ですので、おまちがえのないようご注意ください。

東日本大震災から1年。改めて、災害について考えてみましょう。平成23年3月11日に東日本大震災が発生し、地震に伴う大津波により、未曾有の被害がでました。また、福島原発事故による放射能被害も今なお続いています。一方、本町においては、台風や昨今の異常気象の影響とも言えるゲリラ豪雨の発生頻度が高まり、水害対策が重要な課題となっています。そこで、3月11日の大震災発生を危機管理の契機とし、ちょうど1年が経過した日に、酒匂川堤防から水があふれ出す恐れがある状況で避難訓練を行います。浸水対応訓練はクリーンデー終了後の9時から開始します。

○当日の日程

- 8時～9時
かいせいクリーンデー
- 9時～
町災害対策本部訓練
- 9時30分～11時
住民浸水対応避難訓練

○訓練想定

大雨洪水警報の発令下、上流域で降雨が続いており、酒匂川の水位が徐々に増し水があふれる危険が迫っています。ついに新十文字橋付近から水があふれ出す状況までを想定します。

○吉田島地区の町民の皆さんの対応

町災害対策本部が発する避難情報等に基づき、自主防災会は地区災害対策本部を設置します。みなさんは、地域避難所から広域避難所へ集団避難訓練を実施します。

○吉田島地区以外の町民の皆さんの対応

町災害対策本部からの要請により広域避難所の運営に協力していただきます。

○要援護者の避難誘導訓練も同時実施

今回の浸水対応訓練では、あわせて災害時要援護者登録制度の検証を行います。災害想定における各段階の避難情報に対応し、要援護者と支援者及び自治会の実際の動きを想定して、地域での対応と災害時要援護者拠点施設である福祉会館への避難誘導訓練を

※訓練参加者は、各地区自主防災会から選んでいただきます。

実施します。

◆実際に大雨が降り始めてきたら・・・

各地で多発しているゲリラ豪雨は、短時間に大量の雨が降ることが特徴とされています。平成20年に兵庫県神戸市都賀川で発生したゲリラ豪雨による水難事故では、川の水位が10分間で134センチ上昇し、死者5名を出しています。大雨が降り河川が増水している場合には、河川や田畑へ近づかないようにしましょう。

◆実際に洪水になつたら・・・

洪水が発生し避難をする場合、歩ける水の深さは男性で約70センチ、女性で約50センチです。水深が腰の高さまでであるようなところでは、無理をせずに高いところで救助を待ちましょう。避難ができる場合は、はだしや歩きにくい長靴はやめ、ひもで縛れる運動靴を履いて避難しましょう。子どもやお年寄りには浮き輪、乳幼児にはベビーバスが役立ちます。ただし水の流れに流されてし

<町から提供される避難情報>

避難情報	発令時の状況	住民に求める行動	※発令基準	伝達方法
避難準備情報 (要援護者避難)	要援護者等、避難行動に時間を要するかが避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき。	いつでも避難できるように準備を整え、家族や隣近所で助け合い、避難を開始してください。	氾濫注意水位に達し、さらに水位が増える見込みのある場合に発令されます。	避難勧告等に関する伝達については、町や関係機関の保有する次の通信設備などを用いて情報を伝達します。
避難勧告	その場が危険となる可能性があり、一時別の場所へ移動したほうがよいとき。	家族や隣近所で助け合い、指定された避難場所に、すみやかに避難してください。	避難判断水位に達し、さらに水位が増える見込みのある場合に発令されます。	・防災行政無線 ・広報車、消防車による広報 ・町ホームページ「災害情報」への掲載
避難指示	被害の危険が間近に迫っているため、すぐにこの場所を離れる必要があるとき。	危険が間近に迫っています。一刻も早く避難してください。	氾濫危険水位に達し、床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大している場合に発令されます。	

※発令基準・・・町では、避難情報を水位計での観測を参考にしながら、現地での状況を確認し、みなさんが十分に避難できるタイミングで発令します。

◆支援者の助けと自治会の支援で避難

特に一人暮らしの高齢者や車椅子を利用している方、視覚に障がいをお持ちの方等の要援護者の方の中には、一人では避難ができなかったり、また避難に時間を要する方がいます。

そのため、通常では「避難勧告」の段階で避難を開始しますが、要援護者の場合は、「避難勧告」より1段階早い避難情報、「避難準備情報」の段階で避難を開始します。その際には、地域の自主防災会が中心となり、要援護者の方がいつでも避難できるよ

うに、一人一人に声掛けをして避難をします。

避難する場所も、地域避難所や広域避難所に加えて設置される「要援護者拠点施設」である福祉会館に避難することになります。

◆災害時要援護者登録制度とは

災害時要援護者登録制度は、本人の同意のもと、災害時に支援を必要とする一人暮らしの高齢者や障がいをお持ちの方などを自治会単位で氏名登録します。自治会の限られた役員の方や町福祉課において名簿を共有して、日ごろの見守り活動や災害時の対応に備えるものです。町と地域の連携により、災害への対応力の弱い住民を支えていく制度です。

環境防災課 ☎84-0314
福祉課 ☎84-0316

